

令和5年6月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥取県議会

目 次

請 願 の 部

請願一覧表	3
総務教育常任委員会	4
議会運営委員会	6

陳 情 の 部

陳情一覧表	8
総務教育常任委員会	9
福祉生活病院常任委員会	13
農林水産商工常任委員会	15
地域づくり県土警察常任委員会	17

請　願　一　覧　表

請願（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所　管	件　名	備　考
総 5年-19 (R5.6.8)	議　会	鳥取県議會議員の「統一協会」との関係の徹底調査、県民への説明、そして関係断絶と、政務活動費の是正を求める請願	4頁

請願（新規）・議会運営委員会

議 5年-11 (R5.6.5)	議　会	議会運営委員会委員の決定について	6頁
議 5年-12 (R5.6.5)	議　会	議会運営委員会の動画公開について	7頁

請　願　文　書　表

請願（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所管	件名	議決結果
5年-19 (R5.6.8)	議会	鳥取県議會議員の「統一協会」との関係の徹底調査、県民への説明、そして関係断絶と、政務活動費の是正を求める請願	

▶請願事項

1 鳥取県議會議員と「統一協会」との関係を徹底的に調査し、その結果を県民に説明し、キッチリと関係を断絶すること。
 2 「政務活動費」について、「統一協会」関連団体への支出の調査・公表、返還を求め、「反社会的な団体」への支出を禁止すること。

▶請願理由

安倍晋三元内閣総理大臣の銃撃事件をきっかけに、現「世界平和統一家庭連合」（旧「世界基督教統一神靈協会」、以下「統一協会」という。）と政治家との関係が次々と明るみになり、「鳥取県議会自由民主党に所属する19人の県議のうち過半数11人が、過去に教団関係の会合や集会に参加」（令和4年9月3日付日本海新聞）、「都道府県議で回答が得られた12%が接点を認め、自治体の割合では、岐阜県41.3%、富山県31.5%、鳥取県23.5%」（同月4日付朝日新聞）と、多くの鳥取県議會議員が「統一協会」と関与している実態も報道された。

また、県民の税金で賄われている政務活動費を使って、「統一協会」関連と指摘がある「鳥取県平和大使協会」、「日韓トンネル推進鳥取県民会議」、「全国地方議員研修会」等の会合に参加していることも、鳥取県議会ホームページの「鳥取県議会政務活動費収支報告書等関係書類」から確認することができる。

「統一協会」は、裁判でいくつも違法行為が確定している反社会的集団である。だからこそ、不十分さが指摘されつつも、昨年末には「被害者救済法」が早期成立し、「全国靈感商法対策弁護士連絡会」が求め続けてきた宗教法人法の規定に基づく解散命令請求の主張を受け、政府も宗教法人法の規定に基づく「質問権」行使し、「統一協会」への調査が行われている。

議員への対応では、岸田文雄内閣総理大臣・自由民主党総裁が、「統一協会との関係断絶」を表明し、「地方議員についても関係を断つ方針を徹底する」と述べ、自由民主党本部も「統一協会との関係遮断の徹底を求める」通知を都道府県連に送付し、自由民主党運営の指針＝「ガバナンスコード」を改定し、「活動の社会的相当性が懸念される組織・団体からの不当な政治的影響力を受けること、または、その活動を助長すると誤解されるような行動について、厳に慎むものとする」と追記した。

鳥取県議会としても、「統一協会」との関係について、けじめある対応をとり、県民の信頼回復に努めることが必要である。そのためにも、上記のことについて、早急に取り組まれることを、強く求める。

▶提出者

日本共産党鳥取県委員会 委員長 岩永 尚之

日本共産党東・中部地区委員会 委員長 岡田 正和

署名者数 758名

▶紹介議員

市谷 知子

請　願　文　書　表

請願（新規）・議会運営委員会

受理番号及び 受理年月日	所管	件名	議決結果
5年-11 (R5.6.5)	議会	議会運営委員会委員の決定について	

▶請願事項

議会運営委員会（地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第109条第3項に定める委員会をいう。以下「議運」という。）の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に「議決権・決定権」を持ったメンバーとして参与できること。

▶請願理由

議運は、各会派等が、議会運営のあり方を協議する常設の常任委員会として、地方自治法の改正で正式に規定され、同法第109条第2項で定める他の常任委員会と同じく、同条第3項で地方自治法上の委員会として規定されたところである。議会における決定は、結果として多数決により決せられるものであるが、議員間で真摯に議論し、各会派・議員の異なる意見を慎重に集約した上で、少数会派・無所属議員もその議事に、議決権を行使して参与することが求められている。

鳥取県議会においては、少数会派や無所属議員にも一般質問の時間が与えられ、多くの議員が質問するなど、開かれた議会に向けての格別の努力がなされていることに敬意を表するものである。

一方、現在、議運のメンバー構成は、3名以上の会派で11人の定員を按分し、鳥取県議会自由民主党7、会派民主3、公明党鳥取県議会議員団1と、あらかじめその議席が決せられており、少数会派や無所属議員は、オブザーバー（議運の委員外議員）として、発言は一応できるが、その議決権・決定権がないものとなっている。

他方、地方自治法には、議運の構成を会派所属の人数に応じて按分する旨の規定はない。少数会派や無所属議員が議運の構成メンバーになっている議会も存在している。

議運は、地方自治法の規定に基づき、議会運営を円滑に行うために設けられているものであり、少数会派や無所属議員にも、議決権を持っての参加を保障することは、民主的な議会運営に資することになると考える。

開かれた議会を標榜する鳥取県議会においても、その構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に「議決権・決定権」を持ったメンバーとして参与できることをお願いするものである。

▶提出者

足羽 佑太（倉吉市）

▶紹介議員

市谷 知子

請　願　文　書　表

請願（新規）・議会運営委員会

受理番号及び 受理年月日	所管	件名	議決結果
5年-12 (R5.6.5)	議会	議会運営委員会の動画公開について	

▶請願事項

議会運営委員会の動画を、他の常任委員会のように、すべてインターネット上で公開すること。

▶請願理由

議会運営委員会は、地方自治法第109条第2項で定める他の常任委員会と同じく、地方自治法上の正式な委員会である。

先に、定例会1週間前に開催される議会運営委員会については、動画公開がなされるようになった。

一方、その他の議会運営委員会については、現状その公開が行われていない。

リアルタイムで傍聴（実際に出向いて傍聴すること）をしない人にとっては、議事録でその内容を知るしか方法がないが、議事録作成には時間がかかる。

この議会運営委員会についても、議会の運営を決する大切な議論が行われており、動画公開を順次していただきたい。

▶提出者

足羽 佑太（倉吉市）

▶紹介議員

市谷 知子

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 5年-10 (R5.5.30)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について	9頁
総 5年-16 (R5.6.7)	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出について	10頁
総 5年-17 (R5.6.7)	新時代創造	一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府及び国会に求める意見書の提出について	11頁
総 5年-18 (R5.6.8)	総 务	マイナンバーカードに係る意見書の提出について	12頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 5年-13 (R5.6.7)	生 活 環 境	いわゆるトラベルルールに係る利用者保護について	13頁
-----------------------	---------	-------------------------	-----

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

農 5年-14 (R5.6.7)	商 工 劳 勤	いわゆるトラベルルールの円滑な実施と、利用者保護に係る意見書の提出について	15頁
-----------------------	---------	---------------------------------------	-----

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

地 5年-8 (R5.3.7)	地 域 づ く り	防衛費増額の中止と国民の生活と福祉を支える行政の構築を求める意見書の提出について	17頁
地 5年-9 (R5.5.17)	警 察	小学校付近における交通安全の確保について	18頁
地 5年-15 (R5.6.7)	交 流 人 口	入管法改正案の撤回を求める意見書の提出等について	20頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-10 (R5.5.30)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について	

▶陳情事項

次の事項が実現されるよう、鳥取県議会から国の関係機関に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出すること。

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弹力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 教職員の待遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を發揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講ずること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

▶陳情理由

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

こうした観点から、2024年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国と県の関係機関への意見書提出を陳情する。

▶提 出 者

鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志

鳥取県教職員組合 執行委員長 細砂 直

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-16 (R5.6.7)	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出について	
▶陳情事項			
政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准するよう求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年の国連総会で採択され、締約国189か国中115か国が批准（2023年1月現在）している。条約締約国の個人又は集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。

国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告している。

国の第5次男女共同参画基本計画においても、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」とした。この立場に立って、政府がただちに取り組むべきである。

▶提 出 者

新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-17 (R5.6.7)	新時代創造	一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府及び国会に求める意見書の提出について	

▶陳情事項

政府及び国会に対し、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実である。現行の民法では、夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられている。夫婦同姓を強制している国は日本以外ではなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反する。

1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して、四半世紀が経過した。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告している。2015年及び2021年、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調した。

国民の判断という点では、世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっている。地方議会からも早期の法改正の意見書が次々とあがっており、一日も早い国会の対応が求められる。

貴自治体からも、一日も早く選択的夫婦別姓を導入するよう求める意見をあげてもらいたい。

▶提 出 者

新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-18 (R5.6.8)	総 务	マイナンバーカードに係る意見書の提出について	
▶陳情事項			
マイナンバーカードをめぐる各種の問題続発について、安全性を総点検し、再発防止を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

マイナンバーカードをめぐって、問題が相次いでいる。

マイナポイントをめぐって、カードの持ち主ではない別人にポイントが付与されるケースが、97の自治体で121件確認されたと、令和5年6月1日に総務省が発表した。また、マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票の写しや戸籍証明書などを交付するサービスをめぐって、今年3月以降、横浜市で10件、東京都足立区で2件、川崎市で1件、徳島市で1件など、別の証明書が発行される不具合が相次いでいる。

個人情報漏洩もさることながら、場合によっては悪用もできてしまい、危険である。

さらに、厚生労働省は令和5年6月5日の参議院特別委員会で、本人が希望していないにもかかわらず、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されていたケースが5件確認されていることを明らかにした。

さらに、公金受取口座をめぐり、家族名義など、別人名義の口座が登録されたケースがおよそ13万件確認された。

マイナンバー制度に詳しい有識者も、NHKの取材に「13万件は決して小さな数ではない。システム上、本人以外の口座をはじくものを運用当初から設定していくべきで、そのように制度設計しておけば防ぐことができたのではないか」「ポイント事業による性急なカードの交付が1つのきっかけとなって、自治体の現場などでは人の手による対応が十分できなかつたり、システム上の十分なチェック期間がなかつたりしたことか原因ではないか」と指摘している。

このように、マイナンバーカードに関連する複数の問題が立て続けに報道され、これらの再発防止が急務である。

については、今の制度について、ミスがないかどうか安全性を総点検し、再発防止を求める意見書を提出することを求める。

▶提 出 者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-13 (R5.6.7)	生 活 環 境	いわゆるトラベルルールに係る利用者保護について	

▶陳情事項

県において、トラベルルールに係る相談が増えると予想されることから、ルールに係る研修や、消費者に対して、トラベルルールに係る消費者トラブル防止のためのアナウンスをすること。

▶陳情理由

いま、金融技術の進展によって生まれた仮想通貨（暗号資産）は、国際金融秩序において一定の役割を果たし、その地位・利用が拡大している。暗号資産の特長は、株式のように価格変動のある電子的な通貨であり、その取引をブロックチェーンによって相互監視、複数によるチェックを行い、その取引の偽造や改ざんを防ぎ、安全性を担保することである。日本では、「資金決済に関する法律」が規律している。

仮想通貨は、国内、国際送金の際の手数料安価かつ迅速な送金手段として使われており、全国銀行データ通信システム（全銀システム）による通常の電信送金より、とりわけ海外送金の場合は迅速に着金するメリットがある。例えば、1,000円送金の際の手数料が、通常の国際送金を使うと3日程度、手数料数千円ほどかかる（手数料の方が高い）が、仮想通貨だと1円程度の手数料で、1分以内に送金できる場合もある。通販などを利用する際などに便利に利用できる。

さて、今回のテーマであるいわゆるトラベルルールとは、「利用者の依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付依頼人と受取人に関する一定の事項（氏名、住所や送付目的など）を、送付先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならない」というルールである。

これは、FATF（金融活動作業部会）が、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策についての国際基準（FATF基準）において、各規制当局に対して導入を求めていたもので、これにより我が国においても、電信送金（為替取引）だけでなく暗号資産の移転についても、トラベルルールの対象とすべきと指摘されており、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）の改正が行われることとなった。前述のとおり、この規制は、「暗号資産」としてこれまで未整備だった、通貨に係るトレーサビリティを確保するもので、マネーロンダリング防止や不正利用防止などの観点から、非常に重要なものである。

これまででは、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）の自主規制により、「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に一定のトラベルルールが設けられていた。そのため、送付に際して、暗号資産アドレスに加え、次の情報が必要だった。

- ・受取側暗号資産交換業者の有無や名称、受取人氏名、受取人住所、受取人との関係、実質的支配者情報（受取人が法人の場合）

他方、今年6月から、急遽新たな規制が始まった。これが今、物議を醸している。一番の問題となっているのは、国内の複数ある取引業者の中

でも、法定事項の通知を行う際の規格が異なるため、規格が異なると、仮想通貨を送れないことである。制度変更が突如として行われ、その際のアナウンスも不十分だったため、「送れない」「着金しない」「着金が遅い」など、インターネットなどを見ていても、困惑の声が多数見られた。

国内を含む、金融庁が指定する国・地域の当局に登録されている暗号資産交換業者に暗号資産を送付する場合、S y g n a H u bないし、T R U S T (Travel Rule Universal Solution Technology) という方式を利用し、法定事項を送付先の暗号資産交換業者へ通知する。主要な米国企業はT R U S Tを採用しているが、日本国内やアジア太平洋地域の暗号資産交換業者の多くはS y g n aを採用している。

トラベルルール対応開始日は、各取引業者によって異なるが、法定の通知対象事項を通知できる同一の規格を利用する業者にしか送金が行えず、例えば、S y g n a H u b利用の国内暗号資産交換業者から、T R U S T利用の業者への送金が不可能となる（その逆も然り）。また、同一の規格内であっても、仮想通貨の種類によっては、送受信ができなくなってしまった。他社からの預け入れに関しても、電子的に預け入れを確認したあと、「送付元に関する情報」を利用客が登録した後、業者においてその内容を確認するまで暗号資産は口座に反映されなくなった。この確認結果によっては、暗号資産の口座への反映を断られ、また、いわゆる「組み戻し」ができない暗号資産の性質上、この場合でも暗号資産の返送はできない。つまり、顧客の資産が宙に浮く可能性もあるのである。

金額の多寡を問わず、極端にいえば1円送るのにもこの規制が適用されるので、送金などに時間がかかり、非常に不便になったとの声がある。銀行送金の場合などにおいて、本人確認などが一定額以上（例えば10万円以上、200万円以上など）の場合に求められることと対照的である。

国内においても、規格や取引所における対応方法が複数存在し、国内送金すらままならなくなうこと、また、同一の規格内においても、受送金が不可能な仮想通貨が存在することなど、多数の問題を抱えている。送金に際し、自分の資産が、送付先の自分や相手などの元にきちんと届くのか、不安を抱えながら利用するというのは、適切とはいえない。

今後、トラベルルールに係る消費者相談も増えてくると予想している。

については、県においては、トラベルルールに係る相談が増えると予想されることから、ルールに係る研修や、消費者に対して、トラベルルールに係る、消費者トラブル防止のためのアナウンスをすることを求め、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-14 (R5.6.7)	商 工 労 働	いわゆるトラベルルールの円滑な実施と、利用者保護に係る意見書の提出について	
▶陳情事項			
国に対し、利用者目線に立ったトラベルルールの構築を求める意見書の提出をすること。			

▶陳情理由

いま、金融技術の進展によって生まれた仮想通貨（暗号資産）は、国際金融秩序において一定の役割を果たし、その地位・利用が拡大している。暗号資産の特長は、株式のように価格変動のある電子的な通貨であり、その取引をブロックチェーンによって相互監視、複数によるチェックを行い、その取引の偽造や改ざんを防ぎ、安全性を担保することである。日本では、「資金決済に関する法律」が規律している。

仮想通貨は、国内、国際送金の際の手数料安価かつ迅速な送金手段として使われており、全国銀行データ通信システム（全銀システム）による通常の電信送金より、とりわけ海外送金の場合は迅速に着金するメリットがある。例えば、1,000円送金の際の手数料が、通常の国際送金を使うと3日程度、手数料数千円ほどかかる（手数料の方が高い）が、仮想通貨だと1円程度の手数料で、1分以内に送金できる場合もある。通販などを利用する際などに便利に利用できる。

さて、今回のテーマであるいわゆるトラベルルールとは、「利用者の依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付依頼人と受取人に関する一定の事項（氏名、住所や送付目的など）を、送付先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならない」というルールである。

これは、FATF（金融活動作業部会）が、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策についての国際基準（FATF基準）において、各国の規制当局に対して導入を求めていたもので、これにより我が国においても、電信送金（為替取引）だけでなく暗号資産の移転についても、トラベルルールの対象とすべきと指摘されており、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）の改正が行われることとなった。前述のとおり、この規制は、「暗号資産」としてこれまで未整備だった、通貨に係るトレーサビリティを確保するもので、マネーロンダリング防止や不正利用防止などの観点から、非常に重要なものである。

これまででは、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）の自主規制により、「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に一定のトラベルルールが設けられていた。そのため、送付に際して、暗号資産アドレスに加え、次の情報が必要だった。

- 受取側暗号資産交換業者の有無や名称、受取人氏名、受取人住所、受取人との関係、実質的支配者情報（受取人が法人の場合）

他方、今年6月から、急速新たな規制が始まった。これが今、物議を醸している。一番の問題となっているのは、国内の複数ある取引業者の中でも、法定事項の通知を行う際の規格が異なるため、規格が異なると、仮想通貨を送れないことである。制度変更が突如として行われ、その際

のアナウンスも不十分だったため、「送れない」「着金しない」「着金が遅い」など、インターネットなどを見ていても、困惑の声が多数見られた。

国内を含む、金融庁が指定する国・地域の当局に登録されている暗号資産交換業者に暗号資産を送付する場合、S y g n a Hubないし、TRUST (Travel Rule Universal Solution Technology) という方式を利用し、法定事項を送付先の暗号資産交換業者へ通知する。主要な米国企業はTRUSTを採用しているが、日本国内やアジア太平洋地域の暗号資産交換業者の多くはS y g n aを採用している。

トラベルルール対応開始日は、各取引業者によって異なるが、法定の通知対象事項を通知できる同一の規格を利用する業者にしか送金が行えず、例えば、S y g n a Hub利用の国内暗号資産交換業者から、TRUST利用の業者への送金が不可能となる（その逆も然り）。また、同一の規格内であっても、仮想通貨の種類によっては、送受信ができなくなってしまった。他社からの預け入れに関しても、電子的に預け入れを確認したあと、「送付元に関する情報」を利用客が登録した後、業者においてその内容を確認するまで暗号資産は口座に反映されなくなった。この確認結果によっては、暗号資産の口座への反映を断られ、また、いわゆる「組み戻し」ができない暗号資産の性質上、この場合でも暗号資産の返送はできない。つまり、顧客の資産が宙に浮く可能性もあるのである。

金額の多寡を問わず、極端にいえば1円送るのにもこの規制が適用されるので、送金などに時間がかかり、非常に不便になったとの声がある。銀行送金の場合などにおいて、本人確認などが一定額以上（例えば10万円以上、200万円以上など）の場合に求められることと対照的である。

国内においても、規格や取引所における対応方法が複数存在し、国内送金すらままならなくなうこと、また、同一の規格内においても、受送金が不可能な仮想通貨が存在することなど、多数の問題を抱えている。送金に際し、自分の資産が、送付先の自分や相手などの元にきちんと届くのか、不安を抱えながら利用するというのは、適切とはいえない。

今後、トラベルルールに係る消費者相談も増えてくると予想している。

については、国に対し、利用者目線に立ったトラベルルールの構築を求める意見書の提出をすることを求め、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-8 (R5.3.7)	地域づくり	防衛費増額の中止と国民の生活と福祉を支える行政の構築を求める意見書の提出について	
▶陳情事項			
国に対し、防衛費増額の中止と国民の生活と福祉を支える行政の構築を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

岸田総理大臣は国会で、敵基地攻撃能力を高めるため、アメリカ製の巡航ミサイル「トマホーク」を400発購入する予定だと明らかにした。防衛省は、アメリカ製の巡航ミサイル「トマホーク」を令和5年度一括契約で取得することを決めているが、購入する数については明らかにしていなかった。

岸田総理大臣は、令和5年2月27日の衆議院予算委員会で、「自衛隊が保有するミサイルの弾数や単価については公表していない」と前置きしたうえで、「トマホークに関しては大変関心が高い」ためとして、政府として400発購入予定であると明らかにした。政府は、取得費用として令和5年度の予算案におよそ2,100億円を計上し、令和8年度の配備を目指している。

まず、敵基地攻撃能力そのものが、日本がこれまで続けてきた、専守防衛を定める憲法第9条に反するものである。日本にそういった攻撃基地があればどうなるか。そこが狙われる対象になり、国民の生存権が脅かされるリスクをはらむものとなる。

軍事というのは、ゲーム理論のように、一国が軍事増強し、そのバランスが崩れたとき、ドミノ倒しのように軍拡競争になり、結果、戦争のリスクを高め、国民が疲弊してしまう。将軍様が暴走し、軍事に傾斜した国がどうなるか、国民がどのように苦しむか、北朝鮮を見ればわかりやすいはずである。

いま、ウクライナで地政学的リスクが高まっている。しかし、これに乗じて、安易に軍事費増大に走り、敵基地攻撃能力を保有するなどという暴挙に出んとすることは、憲法学的な観点からも、許容できない。

いま、国がやるべきは、軍事費の増大ではなく、コロナ禍で疲弊した国民の暮らしを守り、支えることではないか。アメリカに払うお金があれば、それができるはずである。

ただでさえ、国民負担率は5割近くある。物価高で国民生活が苦しい中、増税してまで軍事増強する姿勢については、怒りを禁じ得ない。国に対し、防衛費増額の中止と国民の生活と福祉を支える行政の構築を求める意見書の提出をお願いしたく、陳情するものである。

▶提 出 者

足羽 佑太（倉吉市）

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-9 (R5.5.17)	警 察	小学校付近における交通安全の確保について	

▶陳情事項

倉吉市立河北小学校付近の道路において、一時停止標示を無視した車が多数見られるなど、小学生や一般の歩行者の安全確保の面から懸念があるので、次のうち、必要に応じて選択的に交通安全対策を講じること。

- 1 一時停止箇所をもっと手前にして余裕を持たせたり、車の運転者に、その先に横断歩道がある事を認知しやすい形での標示を検討すること（例えば、「この先横断歩道あり」といったもの）。
- 2 当該側道の停止標示手前に波打ち状の凹凸を設けるなど、減速を行いやすい環境を整備すること。
- 3 夜間に人に反応して光るライトを設置すること。

▶陳情理由

添付資料に記載の地点は、付近にマクドナルド（179倉吉店）、倉吉市立河北小学校などのある一方通行通りであるところ、川沿いの側道にしては往来の多い通りである。県道249号線に出る付近には横断歩道が設置されているにもかかわらず、そのすぐ手前にある停止標示を無視し、その横断歩道まで無停止で超えてくる車が多い（感覚的には10台のうち、8～9台が無視している）。

以前、私自身も、歩いていたら轢かれかけたことがある。横断歩道には、その途中に車にとって死角となる部分もあるので、特に夜間は余計に危ないと感じる。

横断歩道に、時速30～40kmはあろうかという車が、速度を落とさず、突っ込んでいく場合もある。

県道249号線の交通量は、特に朝、夕のラッシュ時に多く、その側道から、特に右折する場合、北条方面からの車の交通を横切っていかなければならぬので、左側からの車に注意しなければならず、危険性をもった箇所だと思われる。

添付資料の写真是、Googleの地図から引用したものである。

- 1 一時停止箇所をもっと手前にして余裕を持たせたり、車の運転者に、その先に横断歩道がある事を認知しやすい形での標示を検討すること（例えば、「この先横断歩道あり」といったもの）。
- 2 当該側道の停止標示手前に波打ち状の凹凸を設けるなど、減速を行いやすい環境を整備すること。
- 3 夜間に人に反応して光るライトを設置すること。

以上のうち、必要に応じて選択的に対策を講じてほしい（これは、あくまで例示である）。

なお、議論にあたっては、「現地調査」をぜひ行っていただきたいので、お願いする。

►提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-15 (R5.6.7)	交 流 人 口	入管法改正案の撤回を求める意見書の提出等について	

▶陳情事項

- 1 国に対し、入管法改正の廃案をし、又は改正に反対する意見書を提出すること。
- 2 県において、各種表記や案内の多言語対応、積極的な相談先の広報も含め、多文化が共生できる、外国人に優しい相談体制を構築すること。

▶陳情理由

岸田政権が、出入国管理及び難民認定法の改正案の採決を急ぐ動きを強めている。このままいけば、多数決によって可決されるだろう。

同案は、2021年に世論の批判を受けて廃案になった法案と、ほぼ同一である。日本は、世界でも異常に低い難民認定率、全件収容主義などの非人道的な入管・難民行政を改めず、昨今では、外国人の人権侵害が明るみになり、問題になっている。そんな中、採決を強行することは許されない。

名古屋出入国在留管理局の施設で録画されたスリランカ人、ウィシュマ・サンダマリさんの死亡直前の映像記録の一部を、遺族・弁護団が4月4日の記者会見で公開した。ベッドに横たわったまま何度も悲痛な声を上げるウィシュマさんの姿が映し出された。妹のワヨミさんは「姉がどんなに救いのない環境で見殺しにされたか、日本の皆さんに知ってほしい」と語り、妹のポールニマさんは二度と同じことが起きないよう「制度を変えるため、力を貸してください」と訴えた。

一方、出入国在留管理庁は、被収容者の生命・身体の安全や健康に向き合うどころか、彼女を詐病の可能性があったとしている。

改悪案では、難民認定申請中は送還が停止される規定（送還停止効）に例外を設け、3回目以降は申請中の送還を可能にするものである。迫害を受ける恐れがある国への追放・送還を禁じた、難民の地位に関する条約第33条第1項のノン・ルフルマン原則に反するものである。母国に送還されれば、場合によって死刑など、重い措置がとられる場合もありえ、危険である。

政府は、在留資格のない外国人全てを収容・送還する「全件収容主義」は変更しない。「収容」か「監理措置制度」かの選択にすると説明するが、この判断は出入国在留管理庁の広範な裁量にゆだねられている。収容という、人権侵害を行いうる機関による自主判断ではなく、収容とその判定を別個の機関に行わせ、相互監視するシステムが必要である。また、改正案は、3か月ごとに収容の要否を見直すとしているものの、期間の上限規定ではなく、無期限長期収容のリスクもある。さらに、出入国在留管理庁の審査で不認定とされた人の不服申し立てを審査する「難民審査参与員」に関して、その審査が一部の審査員に集中していることも問題視されている。

以上のように問題の多い法案であり、拙速に改正を行うことは問題がある。

については、同法について、拙速な改正をやめること、仮にこれが国会を通過した場合であっても、これを速やかに廃案にすべき旨、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書の提出を賜りたく、陳情するものである。

関連して、鳥取県においても、外国人は複数在籍していらっしゃる。留学や技能実習などによる一時的滞在、結婚などによる長期・永住など、実態や滞在目的は多岐にわたるが、それぞれの人が、言葉が通じない中、不安も多い事だろう。何かあった場合の相談先や、コミュニティなども分かりにくく。実際、私も、外国人の友達に、困りごとを相談されたことがある。その際、「相談先がわかりにくい」と言っていた。外国人は、言葉が通じず、弱い立場の存在である。こうした弱者こそ、こちらからリーチアウトして声を受け止め、寄り添う必要がある。

各種表記や案内の多言語対応の推進や、外国語による積極的な相談先の広報も含め、ぜひ実施してほしい。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)